

## 宮城県金属粉末積層3Dプリンター利用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、付加価値の高い工業製品を創出できる「金属粉末積層3Dプリンター」(以下「金属3Dプリンター」という。)の県内企業による活用を図るため、事業者等が試作開発等のための金属3Dプリンターの利用に要する経費について、当該事業者等に対し予算の範囲内において「宮城県金属粉末積層3Dプリンター利用補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に製造拠点を置く法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)で、製造業(食品製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者をいう。
  - (2) その他知事が認める団体
- 2 この要綱において、「金属粉末積層3Dプリンター」とは、金属粉末材料を積層させることで三次元構造物を作成する装置をいう。
- 3 この要綱において、「川下企業等」とは、最終製品製造企業及びそのサプライヤー企業、大学、研究機関、医療機関等をいう。
- 4 この要綱において、「小規模企業者」とは、「事業者等」のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に掲げるものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、金属3Dプリンターを活用して行う次のいずれかの試作開発等とする。

- (1) 川下企業参入型(高度電子機械産業分野等の川下企業等からの具体的なニーズに対する技術的課題等の解決、又は川下企業等に対して、事業者等の有する優位性のある技術を提案するための試作開発等)
- (2) 生産性向上型(自社製造工程における生産性を向上させるための試作開発等)

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、金属3Dプリンターの使用料(使用に必要な金属粉末の購入に要する費用、3次元データ作成に要する外注費及び造形品への後加工費を含めることができ)とし、その補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内(小規模企業者にあつては3分の2以内)とする。
- (2) 補助限度額 1件当たり1,500千円を上限とする。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 前項の申請書の提出部数は1部とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。
  - (1) 補助金の交付対象となる試作開発等について、国又は市町村等の補助金を受ける場合(ただし、第3条に定める試作開発等の区分と国又は市町村等の補助金の交付対象事業が同一の場合に限る。)
  - (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第6条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(状況報告等)

第8条 規則第10条の報告は、様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在における補助事業の遂行状況を、1月20日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第6号によるものとする。

- 2 前項の報告書の提出部数は正本1部とする。
- 3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助事業年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第11条 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）について、それらを出願し、取得し、若しくは譲渡した場合又はそれらに実施権を設定した場合には、その旨を当該年度の終了後20日以内に、様式第8号により、知事に届け出なければならない。

(成果の事業化)

第12条 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間において、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の経過状況について、様式第9号により、知事に報告しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。  
(平成31年度以後の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。  
(令和4年度以後の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。  
(令和5年度以後の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。  
(令和6年度以後の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。